

令和7年1月7日

青森市総務部危機管理課長

災害救助法適用の決定における青森市長コメント

本日、青森県から今冬の豪雪災害について災害救助法の適用を決定したとの連絡があったことから、別紙のとおり市長コメントを発表いたします。



災害救助法適用の決定における市長コメント（R7.1.7）

このたびの豪雪により被害を受けた皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

また、日常生活に大きな影響が及んでいる皆さま、除排雪作業に従事している皆さまにおかれましては、大変なご苦勞をおかけしております。

さきほど、青森県より、今冬の豪雪災害について災害救助法の適用を決定したとの連絡がありました。

本市としては、豪雪災害による被害の未然防止や被災者支援に向け、住家が倒壊する恐れのある場合の雪下ろしなどへの活用について速やかに国や県と調整してまいります。

今後も、市民の暮らしを守るため、全力を尽くしてまいりますので、引き続き、ご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。